

○町田市心身障害者福祉手当条例

昭和49年9月30日

条例第35号

地域福祉部障がい福祉課

改正 昭和50年4月1日条例第14号

昭和50年10月1日条例第42号

昭和51年9月30日条例第28号

昭和52年9月30日条例第52号

昭和53年9月30日条例第42号

昭和55年9月29日条例第21号

昭和56年3月30日条例第14号

昭和56年9月30日条例第28号

昭和57年9月30日条例第27号

昭和58年9月30日条例第29号

昭和59年9月28日条例第27号

昭和60年9月25日条例第32号

昭和61年9月29日条例第28号

昭和62年9月30日条例第29号

昭和62年9月30日条例第29号

昭和63年9月30日条例第32号

平成元年9月27日条例第32号

平成2年9月28日条例第25号

平成3年6月29日条例第22号

平成4年6月29日条例第17号

平成5年3月31日条例第4号

平成6年3月31日条例第5号

平成7年3月31日条例第8号
平成8年3月29日条例第8号
平成10年12月28日条例第31号
平成12年3月31日条例第26号
平成15年3月31日条例第15号
平成19年10月12日条例第34号
平成30年12月28日条例第42号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、心身に障がいをもつる者に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平15条例15・一部改正)

(支給要件)

第2条 心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、町田市の区域内に住所を有する20歳以上の者であつて、別表に定める程度の障がいをもつるもの（以下「障がい者」という。）に支給する。ただし、障がい者となつた年齢が65歳以上の者及び障がい者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかつたもの（町田市規則（以下「規則」という。）で定める者を除く。）には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、障がい者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

(1) その者の町田市児童育成手当条例（昭和46年10月町田市条例第28号）に定める保護者が、その者に係る同条例第5条に定める障害手当の支給を受けているとき。

(2) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及

び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

(3) 規則で定める施設に入所しているとき。

(平15条例15・平19条例34・平30条例42・一部改正)

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は障がいの程度に応じて別表に定めるとおりとする。

(平15条例15・一部改正)

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第6条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(平15条例15・一部改正)

(支払時期)

第7条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(平15条例15・一部改正)

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第8条第2号及び第3号に該当するとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

(平15条例15・一部改正)

(状況調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、受給者若しくは同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(平15条例15・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和50年2月28日までに認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

付 則（昭和50年4月1日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年6月30日までに認定の申請をした者（別表の支給区分欄中（1）または（2）に該当する者は除く。）については、昭和50年4月1日に第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

付 則（昭和50年10月1日条例第42号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則（昭和51年9月30日条例第28号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年9月30日条例第52号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月30日条例第42号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月29日条例第21号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月30日条例第28号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月30日条例第27号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日条例第29号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月28日条例第27号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月25日条例第32号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月29日条例第28号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月30日条例第29号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月30日条例第32号）

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年9月27日条例第32号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日条例第25号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年6月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年6月29日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月31日条例第4号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第8号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第8号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日条例第31号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第3条の規定は、平成12年8月以後の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同年7月以前の月分の支給については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の町田市心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）により施行日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の手当又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村において、改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、改正後の条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

4 東京都の他の特別区又は市町村（以下「他区市町村」という。）に住所を有していた者のうち引き続き町田市の区域内に住所を有することとなったもので他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、手当を支給する。

附 則（平成15年3月31日条例第15号）

この条例中第1条の規定は平成15年4月1日から、第2条の規定は平成15年8月1日から、第3条の規定は平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年10月12日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例第2条第2項第2号の規定は、平成31年8月以後の月分の同条例の規定による心身障害者福祉手当の支給の制限について適用し、同年7月以前の月分の当該心身障害者福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。

別表

（平15条例15・全改）

障がい程度	手当の額	
1 知的障がい者であって、精神発育の遅滞の程度が、中度以上であるもの	月額 15,500 円	
2 身体障がい者であって、身体障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの		
3 脳性麻ひ又は進行性筋委縮症を有する者		